

戸籍・マイナンバーカードに振り仮名が記載されます！

閩戸籍年金係 Tel 74-4457

戸籍への振り仮名の記載について

記載される振り仮名

砂川市に本籍のある方へ昨年度にハガキで通知した、戸籍に記載予定の振り仮名および、令和8年5月25日までに通知した振り仮名の届出をされた場合は、その振り仮名を戸籍に記載します。戸籍に記載された振り仮名は、戸籍の附票、住民基本台帳システムにも連携され住民票に登録されるほか、新規に発行されるマイナンバーカードにも記載・記録されます。

振り仮名を記載するスケジュールなど

振り仮名を戸籍へ記載する日程については、全国的な作業となることから、自治体ごとに決められたスケジュールに沿って処理を行います。砂川市に本籍がある方については、令和8年12月に一括記載する予定です。なお、記載を完了するまでの間に、戸籍の届出（婚姻、養子縁組届など）により新たな記載が発生する場合、振り仮名が未記載の方においては、その届出の処理を行う前に振り仮名の記載処理を行う必要があるため、通常より戸籍の記載に時間を要します。また、戸籍の届出をしない場合でも、戸籍の請求の際に振り仮名の記載を求めることができます（ただし、記載の完了まで時間を要します）。



留意事項

- 既に届出をした振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。
- 通知書のままの振り仮名が記載された場合、1回のみ家庭裁判所の許可無く変更が可能です。



マイナンバーカードへの振り仮名の記載について

マイナンバーカードや電子証明書などの氏名に振り仮名

令和8年5月26日以降、新規でマイナンバーカードを取得申請する際に、すでに住民票に振り仮名の記載がある場合、マイナンバーカードや電子証明書などにも振り仮名が記載・記録されます。なお、住民票・マイナンバーカード・電子証明書に氏名の振り仮名が既に記載・記録されている場合は申請を行うことで、追記欄などにローマ字の氏名・生年月日（西暦）を記載・記録することができます。



〈記載イメージ〉

氏名	番号	花子	バンゴウ ハナコ
住所	〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号		
性別		女	
平成元年 3月 31日生		2029年 3月 31日まで有効	
〇〇市長		電子証明書 年月日	
NAME : BANGO Hanako		Date of Birth : 1989/03/31	
R8.5.26		砂川市	
0123 456789 ABCDEF 1234		署名	



留意事項

- 令和8年5月26日時点で既にマイナンバーカードの取得を申請している場合や、発行済みのマイナンバーカード、同日時点で有効な電子証明書については、振り仮名を記載・記録しなくても構いません。
- 令和8年5月26日以降、住民票の氏名に振り仮名が記載されていて、マイナンバーカードや電子証明書などに振り仮名の記載を希望する場合は、本人の申出により記載・記録することができます。

制度・手続き内容などの詳細については市ホームページまたは法務省ホームページをご確認ください。



市 HP



法務省 HP